

## ○六戸町移住支援金交付要綱

### (目的)

第一条 この告示は、東京圏から六戸町に移住した者が、あおもり移住支援事業に基づく移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。

### (定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 あおもり移住支援事業 六戸町内への移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と六戸町が共同して行う移住支援金支給事業をいう。
- 二 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち別表第一に規定する条件不利地域を除いた地域をいう。
- 三 東京二十三区 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十一条第一項に規定する特別区の区域をいう。
- 四 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）、その他の高等教育機関をいう。
- 五 マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。

### (対象者の要件)

第三条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の第一号の要件に該当し、単身世帯にあつては第二号から第五号までに掲げる要件のいずれかに、二人以上の世帯にあつては第二号から第五号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第六号の要件に該当するものとする。

- 一 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 本町に転入する日の前日までの十年間のうち、通算五年以上、東京二十三区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京二十三区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。
    - (二) 本町に転入する日の前日まで連続して一年以上、東京二十三区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京二十三区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京二十三区に所在する事業所への通勤期間については、本町に転入する日の三か月前までを当該一年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京二十三区内の大学等へ通学し、東京二十三区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあつては二年）を上限として（一）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。
  - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 申請時において、本町に転入後一年以内であること。
    - (二) 申請日から五年以上、継続して居住する意思を有していること。
  - ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
    - (二) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及

び定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(三) 申請者は、過去十年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に十八歳未満の世帯員だった者が、当該申請時から五年以上経過し、十八歳以上となり、青森県及び町が認める場合を除く。

(四) 青森県及び六戸町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

二 本町に転入した後一年以内に 青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

三 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

イ 就業先が青森県内に所在する事業所であること。

ウ 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週二十時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 就業先の法人に、申請日から五年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

四 次に掲げるテレワークに関する要件のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週二十時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

五 次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウ又はエの要件のいずれかに該当すること。

ア 過去五年以内に本町へふるさと納税を二回以上行ったことがあること。

イ 本町での移住相談（本町が参加又は出展する移住関連イベントでの相談を含む。）を転入前に行っていること。

ウ 農林水産業に就業（農業においては、主たる農地の所有権又は利用権を有し、及び主要な農業機械・施設を所有し、又は借りているものに限る。）すること。

エ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向があること。

六 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む二人以上の世帯員が移住前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む二人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後一年以内であること。

エ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第四条 移住支援金の額は、単身世帯にあつては六十万円とし、二人以上の世帯にあつては百万円とする。なお、十八歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、十八歳未満の者一人につき、最大百万円を加算する。

(交付の申請)

第五条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第一号)、本人確認書類に加え、対象要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

一 移住に関する書類

ア 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票又は戸籍の附票

イ 移住後の転入した日がわかる住民票又は戸籍の附票

ウ 移住元での就業先・就業場所・就業期間を確認できる書類(退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等)

エ 移住元での在学期間を確認できる書類(卒業証明書、成績証明書等)

二 起業に関する書類(起業支援金の交付決定を受けている場合のみ)

起業支援金交付決定通知の写し

三 就業に関する書類

移住後の就業先の就業証明書(様式二号の一)

四 テレワークに関する書類

ア 移住後の就業先の就業証明書(様式二号の二又は二号の三)

イ 移住前の業務を引き続き行うことが確認できる業務委託契約書等の写し、開業届の写し又は申請前三か月間において当該テレワーク業務の実態が確認できる書類(個人事業主の場合に限る。)

五 関係人口に関する書類

ア 農林業の場合 確定申告書の写し、農業委員会発行の耕作証明書、農業生産法人発行の証明書等

イ 漁業の場合 確定申告書の写し、漁業協同組合発行の漁業証明書等

六 二人以上の世帯に関する書類(二人以上の世帯の申請の場合のみ)

移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票又は戸籍の附票

七 その他町長が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は令和八年十二月二十五日とする。

(交付決定の通知)

第六条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式第三号)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の請求及び交付)

第七条 前条の交付決定通知を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、移住支援金交付請求書(様式第四号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、移住支援金を交付する。

3 移住支援金は、申請から三か月以内に交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第八条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第五号)(以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第九条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第六号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第十条 青森県及び六戸町は、あおり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第十一条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると町長が認める場合又は青森県内の他市町村に転出する場合は、この限りでない。

一 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から三年未満に本町から県外に転出した場合

ウ 申請日から一年以内に職を辞した場合(就業の場合のみ)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

二 半額の返還

申請日から三年以上五年以内に本町から県外に転出した場合

(返還の免除)

第十二条 移住支援金の交付を受けた者が、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式第七号)及び返還免除理由を証する書類により、町長に返還の免除を申請できるものとする。

2 町長は、前項に規定する申請を受理したときは、返還免除の可否について青森県へ協議するものとする。

3 町長は、前項に規定する協議による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書(様式第八号)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式第九号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第十三条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出した場合は、その転出先の市町村に対し、その旨通知する。

2 移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から本町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第十四条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と六戸町が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

別表第一（第二条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、山武市、匝瑳市、香取市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、九十九里町
神奈川県	三浦市、山北町、真鶴町、箱根町、湯河原町、清川村